

指定介護老人福祉施設

重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人

清 和 会 み わ

ユニット型指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム みわの里

重要事項説明書

1 施設運営法人

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 清和会みわ
- (2) 法人所在地 : 京都府福知山市三和町友渕小字大原野79番地132
- (3) 電話番号 : 0773-59-2525
- (4) ファックス : 0773-59-2526
- (5) 代表者氏名 : 理事長 清水 史記
- (6) 法人設立年月日 : 平成16年8月9日

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設 平成17年 9月 2日指定
指定事業所番号 京都府 2671900252
- (2) 施設の目的
 - ・施設は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、常時介護を必要とする要介護高齢者に対して介護等の生活援助を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム みわの里
- (4) 施設の所在地 : 京都府福知山市三和町友渕小字大原野79番地132
- (5) 電話番号 : 0773-59-2525
- (6) 施設長（管理者）名 : 谷掛 浩
- (7) 施設の運営方針
 - ・施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、保健・医療・福祉関係機関や行政機関等との密接な連携のもと適正かつ総合的なサービスを提供する。
 - ・地域や家庭との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気のもとサービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、職員との信頼関係を基調とした適切な処遇に努める。また、必要な事項については、利用者、家族の同意を得て行う。
 - ・すべての職員は社会福祉施設の従事者としての自覚と誇りをもって専門的知識及び技術の向上に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 : 平成17年 9月 2日

3 施設の詳細等の概要

(1) 敷地および建物

敷	地	17,300㎡
建物	構 造	鉄骨造、平屋建
	延べ床面積	3,903.22㎡（共用部含む）
	利用定員	50名

(2) 主な設備

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	50室	
食堂・機能訓練室	5室	
浴 室 ①	5室	一般浴槽（個浴）
浴 室 ②	1室	特殊浴槽
医 務 室	1室	

※1 厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※2 入所される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあり、又、利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。

又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4 施設等の区分

① 人 員 配 置 区 分	3：1（入所者：看護・介護職員）
② 機 能 訓 練 指 導 体 制	1名
③ 夜 間 勤 務 条 件 基 準	介護ユニット2に対し介護職員1名
④ 食 事 提 供 の 状 況	管理栄養士の献立による食事を食堂において提供

5 職員の配置状況

施設では、ご契約者に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（短期入所含む）

《主な職員の配置状況》 ＊職員の配置については、指定基準を充たしています。

職 種	配置職員数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
医師（嘱託）	1名	1名
介護職員	常勤換算方法で25名以上	20名
看護職員	3名以上（常勤1名以上）	3名
生活相談員	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上（常勤1名以上）	1名
管理栄養士	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
施設長・管理者	8：30～17：00
医師（嘱託）	週2日（13：00～14：00）
生活相談員	8：30～17：00
介護職員	早出（ 7：00～15：30） 日勤（ 8：30～17：00） 遅出（12：00～20：30） 夜勤（16：30～ 9：00）
看護職員	8：30～17：00
介護支援専門員	8：30～17：00
管理栄養士	8：30～17：00
機能訓練指導員	8：30～17：00

6 営業日

営業日	年中無休
-----	------

7 サービス内容と利用料

(1) 介護保険適用サービス

① 食 事	管理栄養士の献立による朝・昼・夕食を原則として各ユニット食堂にておとりいただきます。 朝食 8：00頃 昼食 12：00頃 夕食 17：30頃
② 入 浴	週に2回以上の入浴又は清拭を行います。 身体の状態に応じ、機械浴又は清拭となる場合があります。
③ 介 護	施設サービス計画に沿って次の介護を行います。 ・ 食事介助 ・ 着替え介助 ・ 排泄介助 ・ おむつ交換 ・ シーツ交換 ・ 体位変換 ・ 施設内の移動の付添い等
④ 機能訓練	サービス計画に沿って、各ユニットの訓練室（食堂を兼ねる）にて機能回復訓練を行います。
⑤ 生活相談	常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。
⑥ 健康管理	・ 常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・ 年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。 ・ 医務室又は静養室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

	・必要な場合は、医師の往診などの手配を行います。
⑦ その他 自立への支援	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるように適切な整容が行われるよう援助します。

- (2) 介護保険適用サービスの利用料金
別表による。
- (3) 介護保険適用外のその他サービスと利用料金
別表による。
- (4) 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更を行う 2 ヶ月前までに説明し同意を得ます。
- (5) 利用料の支払方法
事業者は、利用料金を 1 ヶ月ごとに計算し明細を付して 15 日頃から順次請求書を送付しますので、下記の方法によりお支払い下さい。入金確認後、領収証を送付します。
- ◎口座引き落としによるお支払い
京都府内の農業協同組合（JA）とゆうちょ銀行の指定口座より毎月 22 日に利用料金を自動引き落としとさせていただきます。
- ◎窓口でのお支払い
法人事務局窓口での現金によるお支払いを受付けております。（受付時間 日曜日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までの間を除く 8：30～17：00）
- ◎口座振り込みによるお支払い
事業所指定口座へお振込みいただきます。振込手数料は利用者の負担となります。（振込口座は請求書に記載しております）

8 入退所の手続き

- (1) 入所手続き
入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。
- * 詳細は、生活相談員にお尋ねください
- (2) サービスの終了
以下の事項に該当するに至った場合は、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。
- ア. 利用者のご都合でサービスを終了する場合
- (ア) 利用者は、事業者に対して、7 日間の予告期間をおいて文書で連絡をすることにより、この契約をやめることができます。
- (イ) 利用者は、事業者に次の①から⑤の事情があった場合には、文書で連絡をすることにより、直ちに契約をやめることができます。
- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産などの事情により事業を継続することが困難になった場合
 - ⑤ 事業者が介護保険法令や契約に著しく違反した場合
- イ. 事業者の都合でサービスを終了する場合
- (ア) 事業者は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日の予告期間をおいて、理由を示した文書で連絡

することにより、契約をやめることができます。

(イ) 事業者は、利用者に①から⑤の事情があった場合は、利用者に、文書で連絡することにより、直ちに契約をやめることができます。

- ① 利用者が、利用料の支払を3か月以上遅れ、その後事業者が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払をしない場合
- ② 利用者が、病院または診療所等に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかな場合
- ③ 利用者が他の介護保険施設に入所された場合
- ④ 利用者が、事業者や従業員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- ⑤ 事業者は、利用者またはその身受引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

ウ. 自動終了

(ア) 要介護認定区分が非該当（自立）、要支援、要介護1、要介護2となった場合は契約を終了します。

※要介護1または要介護2の認定を受けた方におかれては、「やむを得ない事情」により特養以外での生活が著しく困難であると判定された方には、引き続き特例的に特養への入所継続が認められる場合があります。

(イ) 次の場合は、契約は自動的に終わります。

- ① 利用者が他の介護保険施設へ入院、入所した場合
- ② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ③ 事業者が介護保険の指定を取り消され、または辞退した場合

(3) 契約者が病院などに入院された場合について

- ① 施設入所中に、医療機関への入院が必要になった場合の対応は以下の通りです。
入院日、退院日を除いて1ヶ月に6日間は所定の利用料金をご負担いただきます。
入院7日目以降は、当施設で定める居住費をご負担いただきます。
- ② 3ヶ月以内の入院の場合
入院期間中は本人のベッドを短期入所生活介護（ショートステイ）で別の人が利用する場合は入院中の本人の同意が必要です。
- ③ 3ヶ月以内に退院が見込まれない場合
3ヶ月以内に退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

利用者が退所する場合、利用者のご希望により事業者は、利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院等もしくは、介護老人保険施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

9 身元引受人等

- ・契約締結にあたり、「身元引受人」をさだめるものとします。
- ・入所契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」をさだめていただきます。
- ・引き渡しに要する費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

10 入所にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会簿に面会者名を記入し、その都度職員に届け出て下さい。来訪者が、宿泊される場合は、必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊は必ず施設職員又は家族（身元引受人）の同伴のもと行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
喫煙	喫煙は原則として禁止します。
所持品・現金等の管理	ご自身での管理をお願いいたします。但し、希望される場合は「金銭等管理契約書」に基づき金銭管理サービスを行います。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
行政等への手続き	希望される場合は、別途契約により施設職員が援助します。

11 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者、京都府、市町村等へ連絡し必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の発生した場合は、できるだけ速やかに損害賠償を行います。

12 協力医療機関・歯科医療機関

(1) 市立福知山市民病院 : 京都府福知山市厚中町231番地

(2) 綾部市立病院 : 京都府綾部市青野町20番地の1

(3) (医) 福富士会
京都ルネス病院 : 京都府福知山市末広町4丁目13番地

(4) (医) 翠生会
松本病院 : 京都府福知山市土師宮町2丁目173番地

(5) 京丹波町国民健康保険
国保京丹波町病院 : 京都府船井郡京丹波町和田大下28番地

(6) 協力歯科医療機関
(医) 福富士会 京都ルネス病院 : 京都府福知山市末広町4丁目13番地

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応をします。
近隣との協力関係	福知山消防署・近隣消防団・地域住民等と連携を図ります。
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回以上総合訓練を入居者の方も参加して実施します。

防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	非常通報装置	あり	屋内消火栓	8箇所
	漏電火災報知器	あり	消火器	30箇所
	誘導灯	36箇所	スプリンクラー	537箇所
	非常用電源	あり		
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消 防 計 画 等	消防署への届出日：令和5年7月14日 防火管理者： 藤田 良二			

14 相談・苦情の窓口

(1) 施設

施設ご利用相談室	窓口担当者 大槻 智也 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 * 電話又は面接によりご相談を受け付けます。 (月～金曜日 午前9時～午後5時、土曜日 午前9時～正午) * ご意見箱を正面玄関ホールに設置します TEL 0773-59-2525 FAX 0773-59-2526
----------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福知山市高齢者福祉課 介護保険担当係	所在地 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537 受付時間 午前9時00分～午後5時15分 (土、日、祝日は除く)
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係	所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀座屋町620番地 COCON烏丸内 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)
京都府社協・福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館5階 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450 受付時間 午前9時00分～午後4時00分 (土・日・祝日は除く)

(3) 苦情処理の体制及び手順について

○苦情の受付・報告

苦情は、ご意見箱、文書による手渡し、口頭、電話等適宜な方法により受付け受領します。

苦情を受付けた担当者は、苦情解決報告書に所要の事項を記載し、速やかに関係部署の責任者、総括担当者を経て解決責任者に報告します。

○苦情の解決

苦情解決責任者は速やかに苦情解決委員会を開催し、苦情内容を分析し改善策及び苦情解決の広報・周知要領について協議・決定します。

1 5 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年12月4日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示	有

1 6 添付書類

別表 特養「みわの里料金表」

17 重要事項の説明

ユニット型介護老人福祉施設のご入所を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明し交付しました。

事業者 京都府福知山市三和町友渕小字大原野79番地132

社会福祉法人 清和会みわ
施設長 谷掛 浩 印

説明者 職 種 _____

氏 名 _____ 印

私は、この重要事項説明書により、ユニット型介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受け同意します。併せて私の希望により、サービス提供を受ける場合はその費用の負担に同意すると共に、利用者及び家族に関する情報を、サービス担当学会議等において提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係（ ）

身元引受人
(残置物引取人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係（ ）